

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第32号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年4月4日 07時45分ごろ
発生場所	熊本県八代市八代港 八代港防波堤灯台から真方位027° 1,700m付近 (概位 北緯32° 32.18' 東経130° 32.45')
事故等調査の経過	平成27年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ひかわ} 陽川丸、499トン 141384、有限会社大福汽船 B 警戒船 ^{ぎよえい} 漁栄丸、2.8トン KM3-46673（漁船登録番号）、個人所有 第293-18242号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び甲板員B）
損傷	A 球状船首外板に擦過傷 B 船首部に亀裂
事故等の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、八代港の外港地区G5岸壁に着岸するため、機関を後進にかけ、スラストを使用し、右回頭して船首が岸壁とほぼ直角になった頃、船長Aが、右舷方約150mのところに、接近してくるB船を認めた。 A 船は、船長Aが、A 船の船首から岸壁までの距離が約100mであったので、B 船がA 船の船首と岸壁の間を通過して行くものと思い、回頭を続けていたところ、平成27年4月4日07時45分ごろ、その球状船首先端部とB 船の船首部とが衝突した。 船長Aは、直ちに、機関及びスラストを停止し、B 船の動静を確認したところ、船長Bが片手を挙げて合図をし、A 船の北方150m付近に錨泊したので、操船を続けてG5岸壁に着岸した後、本事故の状況を海上保安庁に通報した。 B 船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、八代港外港地区岸壁工事の警戒業務を行うため、船長Bが、操舵室中央部で立って操船に当たり、約3～4ノットの対地速力で手動操舵により、同岸壁に沿って北東進した。

	<p>B船は、船長Bが、警戒場所の目印となる岸壁から吊^{つる}された作業台を探すため、岸壁の方を見て操船していたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、衝撃で転倒し、身体に痛みを感じたので、工事元請け会社の車で病院へ向かい、船長Bが左第9肋骨骨折、甲板員Bが頸椎捻挫とそれぞれ診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 北、風速 約3～4m/s、視程 約300～500m</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期</p> <p>八代市には、4月4日07時26分に濃霧注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故以前、岸壁付近で汽笛を吹鳴したところ、地元住民から苦情を受けたことから、本事故時、A船に接近してくるB船に対して汽笛による注意喚起を行わなかった。</p> <p>船長Bは、ふだんは漁を行っており、月に1～3回、所属漁業協同組合からの依頼を受け、八代港外港地区岸壁工事の警戒業務を行っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、視界が制限された八代港において、同港の外港地区G5岸壁に着岸するために同岸壁の前面で右回頭中、船長Aが、右舷方に認めたB船がA船の船首と同岸壁の間を通過して行くと思い、回頭を続けていたところB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、視界が制限された八代港において、同港の外港地区岸壁に沿って北東進中、船長Bが、同岸壁から吊された作業台を探すことに意識を集中し、船首方の見張りを行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、視界が制限された八代港の外港地区G5岸壁付近において、A船が着岸のために右回頭中、B船が同岸壁に沿って北東進中、船長Bが、同岸壁から吊された作業台を探すことに意識を集中し、船首方の見張りを行っていなかったため、A船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 接近する他船を認めたときは、必要に応じて注意喚起信号を行うこと。